

7. (17) 子育て応援定期預金に関する特約

子育て応援定期預金（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取り扱いいたします。

※定期預金通帳には、お子さまの人数に応じて「子育て応援定期（1人）」「子育て応援定期（2人）」「子育て応援定期（3人）」と記載されます。

1. 取扱店

全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

2. ご利用いただけるお客さま

満18歳以下のお子さまがいらっしゃる方

※当行で普通預金口座を開設されている満18歳以下のお子さまの人数に応じて金利を上乗せいたします。（お預入日当日にお子さま名義の普通預金口座を開設していただくことも可能です。）

3. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

4. 預入金額

10万円以上1円単位、1,000万円以内（お1人さま1,000万円まで）

5. 預入期間

1年

（自動継続扱いのみとなります。満期日のお利息の受取方法には、指定口座へご入金する方法と、元金に組入れてご継続する方法があります。）

6. 適用金利

【初回特別金利】

お子さまが1人の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.05%

お子さまが2人の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.10%

お子さまが3人以上の場合 お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示利率+年0.15%

※上記の初回特別金利は当初お預入れ期間（1年）のみの適用となり、自動継続後の適用利率は自動継続日のスーパー定期1年ものの店頭表示利率となります。

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

満期日到来後は、一般のスーパー定期として継続し、以後この預金としては取扱いいたしません。
継続後の適用利率は、継続日における店頭表示利率となります。

7. お預入時にご提示いただく確認書類

この預金は、お預入時にお子さまの人数が確認できる下記書類を提示していただきます。

- ・ お子さま名義の当行の普通預金通帳またはキャッシュカード

※お預入れ日当日にお子さま名義の普通預金口座を開設していただくことも可能です。

8. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、初回特別金利は適用されず、その利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満の場合

お預入日から解約日まで、スーパー定期にお預入れされた場合に適用するお預入日における店頭表示利率に70%を乗じた利率

9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① ATM を利用したお預入れ
- ② インターネットバンキングを利用したお預入れ

10. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上